

ご自身の賃金が『労働報酬下限額』を下回っていないかご確認ください。

世田谷区との契約で働く皆さまへ

令和4年4月以降の労働報酬下限額は…

1時間
あたり

1,170円

※ 東京都の最低賃金は
1時間あたり1,041円
(令和3年10月1日現在)



世田谷区と締結した予定価格 2,000万円以上の公契約に従事する労働者の最低賃金は **1時間あたり 1,170円** ※となります（令和4年4月1日～）。
区では『世田谷区公契約条例』において、この最低賃金を「**労働報酬下限額**」として定めています。

※ 予定価格が 2,000万円以上の業務委託契約および物品供給契約、指定管理協定等の場合の労働報酬下限額。

世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約（公契約）に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続を実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

労働報酬下限額とは？

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限（最低）とすべき額のことです。労働報酬下限額については告示により変更になる場合があります。最新の金額については世田谷区のホームページをご確認ください。

世田谷区公契約条例や
労働報酬下限額などの
最新情報はホームページで！



世田谷区財務部経理課公契約担当
世田谷区役所第一庁舎 2F ②番窓口
TEL 03-5432-2965
FAX 03-5432-3046